

別表六の二(六)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(六) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

		連 結 業 年 度	法人名		
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	1	円		中小連結法人税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
控除対象試験研究費の額の合計額	2			調整前連結税額 (別表一の二「2」)	14
(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3				
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	4		当期	(7) > 9.4% の場合	15
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5		以前に開始する連結事業年度の連結事業年度の	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9 - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16
増減試験研究費の額の計算			税額		
増減試験研究費の割合の計算			基		
増減試験研究費の割合の計算			5		
試験研究費割合の計算	8			当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25) + (17))	18
試験研究費割合の計算	9			当期税額控除可能額 ((13) と (18) のうち少ない金額)	19
税額控除割合の計算	10			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7」の②)	20
税額控除割合の計算	11			法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21
税額控除割合の計算	12				

「21」欄

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第4項」
- ② 「区分番号」欄：「10641」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額